軽費老人ホーム（ケアハウス）グリーンホーム

重要事項説明書

当施設は、老人福祉法に基づく軽費老人ホーム(ケアハウス)の施設サービスを提供します。
利用契約に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容及び利用料又契約上ご注意
頂きたい事を以下の通り説明致します。

1．施設経営法人

（1）法　人　名　　社会福祉法人　敬愛会
（2）代 表 者 名　　理 事 長　　猿渡雅美
（3）法人所在地　　福岡県古賀市新原 840 番地
（4）電 話 番 号　　０９２（９４２）６０００

2．ご利用施設

（1）施設の名称　　ケアハウスグリーンホーム
（2）管 理 者 名　　施 設 長　　緒方宏幸
（3）法人所在地　　福岡県古賀市新原 840 番地
（4）電 話 番 号　　０９２（９４２）６０００
（5）ＦＡＸ 番号　　０９２（９４２）０６００

3．設　　備

（1）利 用 定 員　　３０ 名
（2）居 室 設 備　　トイレ、洗面、ミニキッチン、冷暖房設備、洋服ダンス
　　ナースコール、電話・テレビ配線、防火カーテン
（3）共 用 設 備　　食堂、洗濯室(各階)、浴槽、娯楽室、エレベーター

4．事業の目的及び運営方針

事 業 の 目 的	運営管理に必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉法に基づき入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図る事を目的とする。
運 営 の 方 針	個人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活が出来る様、食事の提供、浴室の準備、相談機能の充実余暇活動の援助、疾病、災害緊急時の対応等処遇に万全を期する事を方針とする。

5. 入居者の資格

入居出来る方は、次に該当する方とします。

＊入居時の一時金等はありません。

（1）年齢は 60 歳以上（但し、夫婦の場合はいずれか一方が 60 歳以上であれば差し支えありません）

（2）自立した日常生活を営む事が出来る方。

（3）伝染病疾患及び精神的疾患を有せず、共同生活に適応出来る方。

（4）生活費に充てる事が出来る収入等があり、所定の利用料が滞納なく支払える方。

（5）保証能力を有する身元保証人２名を立てられる方。

6. 契約の解除

利用者の状態が次の⑴～⑷に該当すると認められる場合は、退居の要件となり、契約を解除出来るものとします。

（1）理由の如何を問わず、利用料を３ケ月以上滞納された時。

（2）日常の起居動作に常時介護が必要になり、ケアハウス内での生活が困難と認められた時。

（3）身体的又精神疾患の為、ケアハウス内での生活が困難と認められる時。

（4）他の利用者の方に著しい迷惑を及ぼすような言動、あるいは干渉を行う等共同での生活に支障が生じると認められる時。

（5）双方で合意した日、又は、お荷物を出された日等いずれか遅い日をもって『退居日』として利用料の清算を行います。

＊尚、契約を解除せざるを得ない様な事情が生じた場合には、事前に施設長及び生活相談員が、ご本人、ご家族の方々及び身元保証人と十分に改善策を協議・相談の上、適切な助言なり対策を行う様にします。

7. 退居の伴う費用

契約の解除に伴う退居の場合、以下の費用をお支払い頂きます。

（1）ハウスクリーニング費用

（2）防火カーテンのクリーニング費用

（3）エアコンの洗浄費用

（4）居室の模様替えを行った場合は現状に復す費用

8. 施設の職員体制

施 設 長	所属職員を指導監督し、施設の業務を統括する。	１名 (兼務)
生活相談員	利用者生活向上に必要な生活指導、相談、援助に従事する。 勤務時間　・7：35～16：10　　・9：45～18：20	１名 (専任)

介 助 員	生活相談員と連携して入居者の援助を行う。 勤務時間　・7：35～16：10　　・9：45～18：20	1 名 (専任)
事 務 員	施設会計、財産管理、庶務等を行う。	1 名 (兼務)
栄 養 士	入居者の給食献立、栄養管理、調理上の衛生指導及び 調理師と連携し、給食の業務を行う。	1 名 (兼務)

9. サービスの内容

食　　事	1、栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 2、食事は 2 階の食堂で採って頂きます。 （食事時間） 朝　食　　8：00 昼　食　12：00 夕　食　17：45
入　　浴	1、日曜日を除き毎日あります。
健 康 管 理	1、利用者に年 1 回健康診断（胸写含）を受ける機会を提供します。 2、第 2・第 4 火曜日（血圧測定他） 3、健康相談（随時） 4、介護予防体操（第 2・第 4 火曜日）
相談及び援助	1、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	1、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し教養娯楽、日常生活支援、食事会、カラオケ、健康体操映画上映会等を行います。
緊急時の対応	1、利用者の心身状況の急変等時には、救急車要請等必要な援助を行います。
夜間の管理体制	1、夜間は、宿直により対応します。
そ の 他	1、消防計画により、定期的に消火・避難訓練を実施します。

10. サービス利用料等

	対象収入による階層区分	一般生活費 (含食費)	事務費	管理費	合　計
1	1,500,000 円以下	51,800 円	10,000 円	12,300 円	74,100 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円まで	51,800 円	13,000 円	12,300 円	77,100 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円まで	51,800 円	16,000 円	12,300 円	80,100 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円まで	51,800 円	19,000 円	12,300 円	83,100 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円まで	51,800 円	22,000 円	12,300 円	86,100 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円まで	51,800 円	25,000 円	12,300 円	89,100 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円まで	51,800 円	30,000 円	12,300 円	94,100 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円まで	51,800 円	35,000 円	12,300 円	99,100 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円まで	51,800 円	40,000 円	12,300 円	104,100 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円まで	51,800 円	45,000 円	12,300 円	109,100 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円まで	51,800 円	50,000 円	12,300 円	114,100 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円まで	51,800 円	57,000 円	12,300 円	121,100 円
13	2,600,001 円～	51,800 円	62,200 円	12,300 円	126,300 円

（1）その他個人負担となる費用等

① 水道代　月額　1,000 円

② 電気代（使用量実費分）

（2）食費について

① 1 日当たり朝・昼・夕 3 食共に欠食された場合は 900 円の返金清算を致します。

（3）季節費用

① 11 月から 3 月までの冬期には暖房費として一人月額 2,150 円を加算します。

＊但し、福岡県軽費老人ホーム設置運営要領改正に伴い変更します。

11. 当施設ご利用に当たって留意頂く事項

（1）来訪・面会

面会等は自由です、ロビー又居室でも結構です。

（2）外出・外泊

外出・外泊は自由です、規定のノートに外出・外泊時間、帰設予定時間、行き先等を記入して下さい。

ご家族等泊まられる場合は、事前にその旨お申し出ください。

（3）門限

特に門限は設けていませんが、午後 9 時から翌朝 7 時までは、正面玄関が締まりますので、ご注意下さい。

（4）郵便物・新聞等の収受

① 郵便物は事務室でお預かりしています。

② 3 階娯楽室に西日本新聞、1 階ロビーに日本経済新聞・毎日新聞を置いています。
（個人で新聞購読希望の方はお申し出下さい）

（5）掃除・洗濯

各自、行う事になっていますが、介護サービスを利用する事は可能です。

（6）買い物・病院受診

① 買い物

各自自由に買い物に出られて構いませんし、下記の利用もできます。

- 移動スーパー…毎週火曜日（午後）
- 買い物外出…月 1 回程度

② 病院受診

定期受診は家族付き添いか、タクシー等を利用して各自行かれて下さい。
（毎週金曜日の午前中に、施設車を運行しておりますので、必要な方は
ご利用下さい）　＊送りのみ運行します

（7）火災防止

① 石油ストーブ等火気を使う物の使用、持ち込みは禁止です。

② 電気毛布、炬燵、テレビ、アイロン等電気製品の切り忘れにご注意下さい。

③ 仏壇でのロウソク、線香等の使用はご遠慮下さい。

④ ベランダは、避難路でもありますので、植木鉢等は最小限にして下さい。

（8）喫煙

所定の喫煙所でお願いします。

（9）迷惑行為

入居者及び施設に迷惑を及ぼす行為があった場合は、退居又は始末書、誓約書等を
提出していただきます。

（10）居室の模様替え

施設の許可を得て下さい。

（11）動物飼育

飼育は禁止です。

12. 感染防止対策

施設内で感染症又は食中毒が発生、又は蔓延しないように、次に掲げる
措置を講じます。

（1） 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を
定期的に開催すると共に、その結果について、全職員に周知徹底します。

（2）全職員に対して、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の研修を定期的に
実施します。

13. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける事が出来ます。（但し、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

（1）協力医療機関

医療機関の名称	北九州古賀病院
所 在 地	古賀市千鳥 2-12-1
連 絡 先	０９２（９４２）４１３１

（2）協力歯科医療機関

医療機関の名称	別府歯科医院
所 在 地	福岡市東区千早 4-27-1
連 絡 先	０９２（６６３）１１１８

14. 虐待防止について

当施設では、入居者等の人権の擁護・虐待防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（1）定期的な内部研修の実施や外部研修等にも積極的に参加し、職員の人権意識や知識の向上に努めます。

（2）施設内のサービス水準や職員の勤務体制のチェックを定期的に行い、不適切なケアが横行する事の無いよう、業務環境を適宜確認し、問題等が認められた場合には、その改善に向け敏速に対応します。

（3）上記に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。

15. 身体拘束の対応

当施設は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。
本人又は他入居者の生命及び安全保護を図る為、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、適切な判断及び手続のもとに行います。

（1）身体拘束委員会を定期的に開催し身体拘束等の実施について他職種共同でその必要性を検討します。

（2）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束が必要な理由やその内容、あるいは実施時間・身体拘束廃止の目標等必要な情報を記録します。

（3）入居者及び契約者・家族に説明を行い、同意を得ると共に、その他方法についても定期的に検討します。

16. 非常災害対策

（1）事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

（2）非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備、それらを定期的に従業員に周知します。

（3）定期的に避難、救出その他必要な訓練を年２回以上行います。

17. 苦情相談窓口

（1）苦情受付担当者　　佐藤文彦（特別養護老人ホーム副部長）
大谷健司（デイサービス相談員）
大久保康裕（ケアプランステーション主任介護支援専門員）
田中千鶴（ケアハウス相談員）

（2）苦情解決責任者　　緒方宏幸（施 設 長）

（3）電 話 番 号　　０９２（９４２）６０００

（4）ＦＡＸ番 号　　０９２（９４２）０６００

（5）第３者委員会　　相森信義（北九州古賀病院 事務部長）
山本和彦（敬愛会監事）

＊公的機関においても、苦情申し出が出来ます。
（福岡県社会福祉協議会　福祉サービス相談センター）
０９２（９１５）３５１１

私は本書面に基づき、上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾致しました。

令 和　　年　　月　　日

利用者
住　所

氏　名　　印

代筆者　（私は本人（利用者）の意思を確認した上、上記署名を代行しました。）

住　所

氏　名　　印

説明者
経費老人ホームケアハウスグリーンホーム

生活相談員　　田 中 千 鶴　　印